

# 荻生徂徠著『楽律考』の執筆時期

—『大楽発揮』五篇と楽書十卷（逸書）の関係性に着目して—

山寺（小野）美紀子

## はじめに

筆者は、先の拙稿「荻生徂徠著『楽律考』の成立時期に関する一考察—荻生北溪著「楽律考解」（無窮会専門図書館神習文庫所蔵）の紹介を兼ねて—」（無窮会『東洋文化』復刊第一一三号、二〇一六年。以下「前稿」と略記）において、荻生徂徠（本姓は物部、修姓は物、字は茂卿、一六六〇—一七二八）の著作『楽律考』の成立時期に関する新たな知見を、徂徠の弟の荻生北溪（一六七三—一七五四）著「楽律考解」の記述から見出し、それに基づいて、『楽律考』が徂徠最晩年の著作ではなく、早期に成立していた可能性を提案した。本稿では、前稿の第一章（三二—三三頁）に挙げた三点のうち、紙幅の関係で論じることのできなかつた第二点、及び第三点の一部を取り上げ、『楽律考』の執筆時期について、さらなる考証を進めることとする。

### 一、宇佐見瀧水著「物夫子著述書目補記」に見える『大楽発揮』及び『楽律考』その他に関する記録について

前稿に取り上げた北溪の「楽律考解」のほかにも、『楽律考』の成立に係わる貴重な情報を載せた記録が存する。徂徠最晩年の弟子、宇佐

見瀧水（名は恵、一七一〇～一七七六）が、徂徠没後に、徂徠の遺稿を調べ、服部南郭の「物夫子著述書目記」（以下「書目記」と略記）を補って著した「物夫子著述書目補記」（以下「補記」と略記）である。これは、前稿の注(5)で言及したとおり、静嘉堂文庫所蔵『護園蔵書目録』写本一冊<sup>(1)</sup>、及び関西大学図書館泊園文庫が蔵する同系統の写本『泊園蔵書目録 物夫子著述書目補記』に附載するものである。なお、前稿脱稿後に、これら二写本のほか、徂徠後裔の荻生家にも「補記」を蔵することが、その写真複製物から確認できた。<sup>(3)</sup> 本稿では、以下、主に、この荻生家蔵本の写真版に拠って、「補記」に見える『楽律考』に関する記述を紹介する。

「補記」は、内題に「物夫子著述書目補記 宇恵」とあり、宇恵つまり宇佐見瀧水の著述であることが知られる。冒頭には緒言があり、瀧水は次のように述べる。<sup>(4)</sup>

往年南郭服子遷、記物夫子著述書目。……余初遊於護園、多見其屬稿者也。方夫子易賞之後、數請大寧而閱之、又得子遷所不載者十餘部。……斯時高第弟子如子遷者、皆已故矣。余雖不才、幸以齒於諸子之後、得以到于斯也。然則今而可執其事者、舍我其誰諸。故恐其替亂、遂不辭專制之譜、悉定錄其書目、以補子遷之所闕焉。其所校或刊行或否、各分辨記之如左。

（往年、服子遷（服部南郭）は「物夫子著述書目記」を記した。……私が護園塾に遊学したばかりの頃、徂徠先生の草稿を見ることが多かった。先生の逝去後は、しばしば大寧（徂徠養子の荻生道済）にお願ひしてそれらを閲し、さらに、子遷が（「書目記」に）掲載しなかつたもの十部余りを得た。……この時、子遷のような優れた弟子は皆、すでに亡くなつていた。私は不才ではあるが、幸いにも年齢は皆より下であり、ここまで生き長らえることができた。そのようなことであるから、今、この（遺稿整理の）仕事を行うことができる者は、私を除いて他に誰がいるだろうか。そこで混乱するのを恐れ、遂に、単独で執り行うことの誇りを辞せずして、事細かに決定版としてその書目を書き留め、それによつて子遷（の「書目記」に欠けているものを補った。校定を加えたものの刊行の有無については、それぞれ明記した。左に掲載するとおりである。）

この緒言の後に、十数部の遺著が掲載してあり、その中の一つである『大楽発揮』という書目に、『楽律考』に関することが、次のように言及されている。

## 大樂發揮

右夫子撰時、目有五篇。子遷所載、樂制篇・樂律考、是其目中二篇也。余閱屬稿日、又得樂曲考一篇。而其餘二篇淆亂無目、不可辨知。故今彙爲一書、存其統名、曰大樂發揮。後之志樂者、細玩熟讀、自知其意之所存也。

### 『大樂發揮』

右は徂徠先生が撰した時、書目に五篇とあった。子遷が（『書目記』に）載せる「樂制篇」「樂律考」は、その書目のうちの二篇である。私が草稿を閲した日、また「樂曲考」一篇を得た。しかし、その残りの二篇は入り混じって乱雑になって書目がなく、わからない。そこで、今（ばらばらになつてゐるものを）集めてまとめて一書とし、その統合名を残して、「大樂發揮」と名付ける。後に樂を志す者が、詳しく研究、熟読すれば、自ずからその意の存するところがわかるであろう。）

以上、この瀧水による記述から得られた新知見は、次の二点である。

一、『樂律考』は本来、統合名を『大樂發揮』と称する五篇からなる著作のうちの一篇であった。

二、『大樂發揮』五篇は、現存する『樂律考』『樂制篇』『樂曲考』から成るが、他の二篇が何であるかは、瀧水が整理した時点ですでに不明であった。

ところで、前稿第一章で先行研究について言及した折、かねてより印藤和寛氏が、『樂律考』『樂制篇』の伝本の標題の在り方などに基づいて、これらは元來、徂徠が宝永七年（一七一〇）から正徳元年（一七一）春までに執筆したという樂書十卷（逸書。徂徠の書簡により執筆されたことが知られるのみ）の各一篇を成すものであり、それらはまとめて当初から「大樂發揮」と名付けられていたのではないか、という仮説を提起されていたことを述べた。<sup>(5)</sup> 今、右に挙げた「補記」の記述は、まさに、印藤氏の説が成り立つことを証拠付けるものであるとも言えよう。ただし、「補記」では、徂徠が正徳元年春までに執筆したという樂書十卷については言及しておらず、当該樂書が『大樂發揮』五篇に相当するものとみなして良いか否かは、未詳である。そこで以下は、『大樂發揮』という書名と、五篇という分量に着目し、この未詳の問題についても、些かの推察を加えておく。

## 二、「大楽発揮」という統合名からの推察

『大楽発揮』という統合名は、前掲「補記」に「存其統名、曰大楽発揮。」と記すことから、徂徠の生前に名付けられていたものとみられる。この書名には、『礼記』『楽記』に「大楽必易、大禮必簡。」（大楽は必ず易に、大礼は必ず簡なり。）、「大楽與天地同和、大禮與天地同節」<sup>(6)</sup>（大楽は天地と和を同じくし、大礼は天地と節を同じくす。）と見える、礼楽の「楽」として理想とされる古の聖人の音楽「大楽」を、発揮させるという目的が込められていたのではなからうか。

ところで、「大楽」という語は、徂徠の他の著述にも幾度か見られるのである。中でも、享保十一年（一七二六）の書簡では、かつて自身が享保元年頃から行つた、中国伝来の琴（七絃琴・古琴）の古楽譜研究の<sup>(7)</sup>ことを述べた後に、「每惜琴法不傳、大楽有缺、乃不自揆、志興其學。」<sup>(8)</sup>（いつも琴の古法が伝わらず、古の音楽「大楽」に欠落があることを残念に思っていたので、わが身をかえりみず、その学を再興しようと思ひ立ちました。）<sup>(9)</sup>と言っている。この言によれば、徂徠はこの時点ですでに、大楽再興を志すほどの、古の大楽に関する研究の蓄積があつたと窺い知れよう。

それでは、「大楽」という語が徂徠の著述に見られるのは、いつ頃まで遡ることができるのであろうか。これについては、いみじくも件の楽書十巻の執筆について述べた、正徳元年（一七一）春の入江若水に宛てた書簡第三書にて、早くもこの語を用いているのに注目したい。すなわち、「……稍稍成緒者亡慮十卷。然後大樂易簡之旨、……鬱然烈然具是矣。」<sup>(10)</sup>（次第に見通しがついてきて、おおよそ十巻となりました。その後、「大楽易簡の旨」、……が、釈然かつ判然と、この書の中に備わりました。）と述べており、その楽書十巻中には、「大楽」が易簡である旨を明らかにした内容が含まれていたと知られるのである。従つて、徂徠が前年の宝永七年から正徳元年春までに執筆したという楽書十巻は、「大楽発揮」という書名が付けられたとしても、およそ相応する内容の著作であつたと推測できよう。なお、右書簡は、同じく楽書十巻について述べた他の書簡と併せて、後の第四章に詳しく取り上げる。

また、前掲「補記」には、『大楽発揮』は五篇から成るものと記してあつた。この五篇という量に着目し、これを比較的大部の楽書とみなした場合も、件の楽書十巻が、『大楽発揮』あるいはその草稿や初稿のようなものであつたと類推できよう。さらに、そのように想定した場合、『楽律考』『楽制篇』『楽曲考』を含む『大楽発揮』の、少なくとも初稿執筆時期は、楽書十巻執筆の宝永七年まで遡ることができるので

ある。

### 三、瀧水の他の著作『婆心代言』の記述について

前章では、瀧水の「補記」に記す情報から類推した結果、『楽律考』が執筆されたのは、宝永七年から正徳元年春まで（徂徠四十五歳頃）である可能性が窺えるという見解に至った。ただし、瀧水の他の著作中には、このような筆者の見解と齟齬する記述も見られるため、本章では、それについても検討を加えておく。

瀧水が晩年に著した『婆心代言』（『瀧水叢書』収載「雑著」または「瀧水雑著」<sup>(1)</sup>）にも、徂徠の著作について述べた記述が見える。本書ではまず、「葎園隨筆ハ、徂徠先生五十ノ歳比マデニ、宋學ヲ未ダ脱シキラザル時ノ書也。葎園隨筆板行シ、五十之歳過テ後、忽ニ見ル所アリテ、見識大ニカハレリ。故ニ、隨筆以前ノ書ト以後ノ書ト、辨別シテ見ルベシ。」とあり、「……樂制篇・樂律考……幽蘭譜抄・琴學大意抄……樂曲考……等ハ、五十歳以降ノ書ナリ。」と記す。このように、『楽律考』は五十歳以降の書としており、前章で筆者が「補記」から導き出した見解とは、一致しないのである。

しかしながら、右の瀧水の記述は、執筆年を言っているのか、あるいは最終的な成稿年を言うのかもわからず、且つ徂徠の音楽に関する著作『楽制篇』『楽律考』『幽蘭譜抄』『琴學大意抄』『楽曲考』が、一括りに五十歳以降の書と分類されていること、その根拠を示していないことには、少々疑念を持たざるを得ない。<sup>(13)</sup> もし、『楽律考』『楽制篇』『楽曲考』の遺稿や、それらを含む『大楽發揮』五篇の書目に、成書年または執筆時期を知り得る情報が残っていれば、瀧水は前掲「補記」に記すはずである。だが、「補記」にはそのような言及はなかった。

ところで、瀧水が徂徠に入門したのは、徂徠が亡くなる二年前の享保十一年（一七二六）、徂徠六十一歳、瀧水十七歳の時である。<sup>(14)</sup> よって、瀧水は、徂徠の早い時期の著述活動については、直接知り得ないのである。瀧水が生まれた年の宝永七年に、すでに楽書十巻を執筆していた徂徠の音楽研究に関しては、前稿に述べたとおり、これを熟知し、共に行っていたとみられる弟の荻生北溪による著述の方が、はるかに信頼できるものと言える。ちなみに、『婆心代言』で瀧水が述べる、徂徠の著作の執筆年代については、誤認があることが指摘されている。例えば、同書に、徂徠五十歳以後の作と載せる「送野生之洛序」は、平石直昭『荻生徂徠年譜考』によると、宝永三年、徂徠四十一歳の作とみなすのが妥当であるという。<sup>(15)</sup>

よって、本稿では、『婆心代言』における前掲の記述は、大雑把な分類に過ぎる上、やや信頼性に欠くとして、そのまま『楽律考』の執筆年代考証のための情報として用いるのは控えておくこととする。ただし、先に取り上げた「補記」の方は、同じく瀧水の著述とは言え、実際に護園に残されていた遺稿を調査して記録したものであるため、信頼性の高い情報とみなし、考証の拠り所として用いた次第である。

以上、前稿及び本稿本章までは、北溪と瀧水の著述に基づいて、『楽律考』の成立ないし執筆時期を考察してきたが、次章以降では、徂徠自身の著述に基づいて、さらに考証を進めることとする。

#### 四、徂徠の書簡三通から知られる楽書十卷（逸書）の内容、及びその『楽律考』『楽制篇』の内容との共通性

徂徠の著述には、音楽の専著でなくとも、自身の楽理研究や楽律に関する自説について述べた記述が多く見られる。それらの中でも、執筆時期が明らかで、且つ比較的早い時期の記述を取り上げ、その内容を精査、照合することで、『楽律考』執筆時期の比定を試みたい。ただし本稿では、まず、件の楽書十巻について述べた徂徠の書簡三通のみを取り上げ、他については、次稿に譲ることとする。

以下は、それら徂徠の書簡三通から、楽書十巻について述べた部分を全て、訳語を加えて紹介した上で（傍線と①～⑧の番号は筆者による）、楽書に関する内容が、現存する『楽律考』及び『楽制篇』の内容と合致するか検討する（なお『楽制篇』も検討の対象に含めるのは、本書が、『楽律考』と共に『大楽発揮』中の一篇を成すものである上、『楽律考』の内容との関連性が極めて強いからである）。もし、よく合致するならば、楽書十巻が、『楽律考』を含む『大楽発揮』に相当するものであり、ひいては、『楽律考』（初稿）の執筆時期が楽書十巻執筆時にまで遡り得る、という先に示した見解の、さらなる論拠となるはずである。

#### 【1】正徳元年春執筆の、山泉雲洞に宛てた書簡第二書より

偶因寂寥、藉匏竹以寫其憂、則有獲昔人所謂黃鐘聲氣之元、與古樂易簡之道、著樂書十卷。旁羅百氏言甚勤、忘食與憂、暑徂涼變、有如  
 一曰。<sup>(20)</sup>

（偶々ひっそりとも寂しかったので、笙など吹いて、その憂いを紛らわしたところ、昔の人の言うところの「黄鐘声氣の元」と「古樂易簡の道」について得ることがあり、楽書十巻を著しました。多くの学者の言を遍く集め、甚だ力を尽くし、食事のことも憂いも忘れ

て、(いつの間にか) 暑さは過ぎゆき涼しくなっていました、まるで一日のようでした。)

【2】正徳元年春執筆の、入江若水に宛てた書簡第三書(21)より

余所不即報者、昔仲尼在齊、聞韶學之、不知肉味、不佞茂卿、蓋亦其徒云。問笙浮屠說頌、瑟師湊氏、則參差之翼、秋秋之鳴、女媧之像、嶰谷之所寫、(26) 箭武美善、(27) 漢祖示不相襲、(28) 與夫明妃之嘆、(29) 陌桑之唱、(31) 唐代佚傳、清平三調、(32) 扶南天竺、(33) 高句驪、(33) 胡笳羌笛之音、宛乎有存焉。反求之生平所睹記載籍中者、論倫皆合、有味哉。其節族之間、辟諸趙簡子享帝臺也。鈞天七日、(36) 何啻人間世三月哉。殆乎不知日出月入、如狂如癡、一切皆忘、嚮壁簷簷、悉中宮商、侍史從旁操簡錄其言、稍稍成緒者亡慮十卷。然後大樂易簡之旨、律間聲氣之元、人受橐籥、(39) 八風投會、(40) 華夏舊音、(41) 洋洋和雅之度、(42) 旋宮十二、失諸繁蕪、曲譜制器、疇人所守、以及累厓候瑄、量衡生準諸妄、宋明諸薦紳先生、世以知積、苞塞猶鬱者、聚訟未讞者、愕然犁然具是矣。既寤後、自誦自賞、不自知其從何得之也。是其所由以廢聞問之由。雖然、篇帙浩博、未足以郵致足下前、祇以自解嬾之嘲耳。(43)

(私がすぐにお返事を差し上げられなかったのは、昔、孔子が斉の国にいた時、「韶」を聞き、これを学んで、肉の味わいもわからなくなったといわれますが、私、茂卿も、思うにその徒であるからなのです。笙について、仏僧の言説、及び瑟師の湊氏に尋ねたところ、笙の長短から成る鳳凰の翼のような管、その啾啾たるか細い音は、女媧が創造し、(黄帝が伶倫に) 嶰谷の竹で造らせた律管の音律を移し取ったものであり、(帝舜が作った) 「韶」と(周の武王が作った) 「武」の音楽の美や善は、漢の高祖が前代の業をそのまま因襲しないことを示し「韶」が「文始」舞と名を改めて伝えられ) ましたが、それらと共に、(漢以来の楽府古曲である) あの「昭君怨」、「陌上桑」の歌、唐代に失伝した(相和歌・清商曲の) 清調・平調・瑟調の三調、扶南・天竺・高句麗の楽、胡笳・羌笛の音は、あたかも、今ここに伝わり存しているようでした。翻って、これを普段見ている文献書物の中に探し求めたところ、音楽の倫理・論説は全て合い、とても悟るところがありました。その(古の音楽を探求した) 時間は、たとえるなら、昔、趙簡子が天帝の宮殿で天上の音楽を聞いて楽しく過ごした(七日間の) ようなものでした。天帝の宮にいた七日間が、どうして人間の世では、わずか三ヶ月にすぎなかったのでしょうか。(日々) ほとんど日が昇り月が沈むことも知らずに、狂ったように、一切を皆忘れて、壁に向かってくどくどと物を言い、ことごとく楽律のことにあたって調べ、口述したことを、侍史に傍らで筆録させましたところ、次第に見通しがついてきて、おおよそ十巻となり

ました。その後、「大業易簡の旨」<sup>③</sup>（大業が易簡であるということ）、「律間声氣の元」<sup>④</sup>（音律における声氣の元）、人が藁籥を授かり、八風の楽音が音律に合い調和したこと、華夏<sup>⑤</sup>（中華）の古楽の音とは、洋々たる「和」（調和）と「雅」（雅正）の「度」<sup>⑥</sup>（十二律の度数や調の制度といった楽律の規準）であったこと、十二律の旋宮法はこれらを失わせ、煩わしく乱れたものであったこと、楽譜と楽器の作製は、楽官など代々家業を継ぐ者が守り続けたこと、そして、<sup>⑦</sup> 租黍を累ねて律管を窺い求め、度量衡の量と衡から規準を生じるといふ諸々の妄説、宋・明の多くの儒者・学者先生が代々知を積んでも、鬱積してなお滞り、諸説紛々として解決しない問題が、釈然かつ判然と、この書の中に備わりました。（天帝の宮での七日間から）目が覚めた後、（できあがったこの書を）自分で読んで、自ら賞賛してしまいましたが、このようなものがどこから得られたのか、自分でもわからないのです。これが、ご連絡差し上げなかつた理由です。そのようなわけがありますが、この書は量が多くて大部であるため、まだ、あなたのもとにお送りすることもできず、ただ、自身が懶惰であることの嘲りを、自ら弁解しているのにはかならないのです。）

【3】正徳四年初夏執筆の、入江若水に宛てた書簡第九書の付書<sup>④④</sup>より

前書言、足下欲以譚筌上 仙洞<sup>④⑤</sup>、是乃家塾中教童子語。何以上干天威、而能無惶恐邪。不佞向輯樂書。所爲媿媿弗已者、實爲周漢之音存於吾東方故也。足下試一方便。如何如何。<sup>④⑥</sup>

（先の手紙で、あなたは私の著作『訳文筌蹄』を仙洞（靈元法皇）に献上したいとおっしゃいましたが、これは家塾で子供らに教えた話を録したものであります。（このようなものを献上して）仙洞のご威光を汚してしまつたら恐れ多いことです。私は以前、楽書をまとめました。倦まずたゆまず行ってきたのは、まことに周・漢の音楽が、我が国に残存しているからなのです。あなたは少し便宜を図つてみてはくださいませか。いかがでしょうか。）<sup>⑧</sup>

以上が、楽書十卷<sup>④⑦</sup>について徂徠自身が述べた書簡の文面である。これらの書簡から、当該楽書がどのような内容のものであつたか検討すると、まず書簡【1】に、昔の人の言うところの①「黄鐘声氣の元」と②「古業易簡の道」について得ることがあり、楽書十卷を著したと述べているのが注目されよう。また、書簡【2】には、楽書中に備わつたという内容を列挙しており、その筆頭に、③「大業易簡の旨」と④「律間声

気の元」を挙げている。これら【1】【2】を見比べると、①と④、及び②と③は、それぞれ同様の事柄を表していると言え、さらには、後述の如く、それぞれが『楽律考』と『楽制篇』に論じる見解に通じることには気付かされるのである。

まずは②と③であるが、『楽制篇』には、まさに②③に類似する「聖人易簡の旨」という語が見える。言うまでもなく、大業とは聖人の古業であるから、②「古業易簡の道」③「大業易簡の旨」及び「聖人易簡の旨」が意味するところは同じとみて良いだろう。『楽制篇』は、楽律における調について考究したものである。本書には、聖人の古業は五調のみであったが、唐代に八十四調の旋宮法が用いられて古業が失われた、という徂徠独自の見解が論じられており、八十四調は「聖人易簡の旨」に背いていると述べる<sup>(48)</sup>。よって、書簡に記す②③は、『楽制篇』に論じる自説―古業は五調のみ―のことを端的に言い表したものと、推測されるのである。

次に①と④であるが、①「黄鐘声気の元」を得た、あるいは④「律間声気の元」が備わったというのは、聖人の古業における楽律の制度と律度量衡の古制において、最も基本となる古の音律の基準音「黄鐘」の実態を、『楽律考』にて自身が独自に闡明したことを言っているのではないかと推測する。というのも、『楽律考』で徂徠は、聖人の楽の制度が実存したという周代の音律の規定が、漢から南朝まで受け継がれたとみなして、周・漢の黄鐘を考究し、実際にその黄鐘の律管の長さや音高が如何ほどであるか、自身の見解を示しているからである。ちなみに、徂徠が出した見解とは、日本の音律は中国南朝から伝来したもので、日本の十二律における第八音「黄鐘」が周・漢の「黄鐘」に当たり、ひいては、我が国の音楽は、周・漢の遺音に基づく、というものであった<sup>(49)</sup>。なお、『楽制篇』でも、古業五調の制が南朝から日本に伝わり遺っていると論じて、我が国の楽制は、周・漢の遺制である、という説を明記する<sup>(50)</sup>。この両書に見える自説は、また、前掲書簡【3】の⑧「まことに周・漢の音楽が、我が国に残存しているからなのです。」という、楽書十巻をまとめた動機を述べた言葉にも、合致するのである。そのほか、書簡【2】の⑤⑥⑦の記述については、次の一―三に示すとおりである。

一、前述のとおり、『楽律考』及び『楽制篇』では、周・漢の楽律の制が南朝まで受け継がれたと述べる。その上で、『楽律考』ではまた、南朝宋・斉の古業を、隋の高祖が手に入れ、これを「華夏の正声」と賞賛して、別に管理したことに言及し、それによって、隋朝までは、周・漢の楽律が辛うじて遺存していた、という見解を述べている<sup>(51)</sup>。⑤は、この内容を端的に言い表したものと見て取れる。

二、前述のとおり『楽制篇』には、八十四調の旋宮法によって古業五調が失われた、という見解が述べられており、『楽律考』にも同様の記述が見える<sup>(52)</sup>。⑥はこの見解に合致する。

三、『楽律考』では、黍を累ねて黄鐘の律管とその音高を求める方法を批判しているが、この見解と⑦は一致する。<sup>(63)</sup>

以上、書簡にて徂徠自身が述べた楽書十巻の内容は、『楽律考』『楽制篇』に論じる各見解、及び両書に共通する自説の骨子と、よく合致することが明らかである。従って、宝永七年から正徳元年春までに執筆された当該楽書十巻が、現存する『楽律考』『楽制篇』を含む『大楽発揮』五篇（あるいはその初稿）であった可能性は、さらに高まったと認められよう。

## 小 結

本稿では、前稿の第一章に挙げた三点のうち、第二点、及び第三点の一部を取り上げ、宝永七年執筆の楽書十巻（逸書）と、『楽律考』『楽制篇』『楽曲考』を含む『大楽発揮』五篇との関係性に着目して、『楽律考』の執筆時期が、宝永七年（徂徠四十五歳）まで遡り得る可能性が高いことを考証した。本稿で論じることのできなかった第三点の残りの部分は、引き続き次稿に取り上げ、『楽律考』の執筆時期を含む成立事情、及び徂徠の音楽研究に関する事跡について、さらなる考証と検討を行う所存である。

## 注

- (1) 静嘉堂文庫蔵 [9-56] (「」内は所蔵機関における函架、請求記号等の番号を示す。以下同)。印記「尾台蔵書」。
- (2) [H2\*甲\*221] 写一冊。印記「泊園文庫」。徂徠字を信奉した藤澤東咳の泊園書院旧蔵。目録上の書名は『泊園図書目録 物夫子著述書目補記』であるが、その内容は、静嘉堂文庫蔵『護園蔵書目録』と同系統の写本であり、末尾には同じく字佐美瀧水の「補記」を附す。題簽は剝落し、外題も見えないことから、目録上の書名「泊園図書目録」は後人の誤認によるものであろう。
- (3) 東京女子大学図書館丸山眞男文庫蔵荻生家文書写真複製物 [0197380] の「物夫子著述書目補記」第一丁〜三丁表の部分による（三丁裏以下は未公開のため未見。写真複製物の原本である荻生家蔵本そのものの現存状況については、筆者は未確認。この写真複製物を静嘉堂文庫蔵本及び泊園文庫蔵本と照合したところ、荻生家蔵本は、それらの祖本である可能性が高いと判断したが、荻生家蔵本に見える蔵書印「臣頼功印」「字曰敏卿」の印主が未詳で来歴がわからないため、荻生家蔵本が瀧水著述時の原本であるか否かは不明である。
- (4) 「補記」からの引用は、注(3)に挙げた写真複製物に拠り、異体字等は正字に改め、静嘉堂文庫蔵本に施された読点を参照して句読点と並列点を加え、後の（ ）内に現代語訳を添えた。以下同。
- (5) 前稿注(4)参照。印藤和寛「荻生徂徠の佚書『大楽発揮』復原のために―徳川吉宗による古楽復興の試みと徂徠の音楽思想―」（『大阪青山短期大学研究紀要』第三十六号、二〇一三年）に、「……『楽制篇』は、徂徠『楽律考』および太宰春臺『律呂通考』と一緒に綴じられた写本冊子で流通しており、楽律考に続く大楽発揮の冒頭部分、標題は次のようになっていいる。すなわち、「大楽発揮卷二 楽制第二」。……これを見れば、楽制篇が元来「大楽発揮」という標題の書物の第二巻であったのではないかということ、また、楽律考の中に尺制や楽制についての論考への言及があることから、尺制や楽

制がこの「大楽発揮」中の諸巻の篇名ではなかったかと推定できる。……思い起こされるのは、宝永七年（二七一〇）中を通して徂徠が執筆に没頭していたという「楽書」十巻の著述、……また、「楽制篇」の中に「楽律篇」への言及がある（後に山縣大式はこれを「楽律考」のことと解した）、すなわち楽律考が元来楽律篇でもあったらしい、という事実である。（二二二頁）とある。なお、同論文で印藤氏は、『大楽発揮』の構成内容についても推測し、「尺制」「楽律」「楽制」「楽曲」「楽調」「楽器、あるいは琴」と挙げておられる。ただし、今回、「補記」によって得られた知見を基に検討し直すと、「楽律」「楽制」「楽曲」は確かに『大楽発揮』に含まれることが判明したが、「楽調」「楽器、あるいは琴」はどうであろうか。改めて考証した上で慎重に判断すべきかと思われる。「尺制」については、筆者も、『楽律考』の末尾に「若其尺制、别有考證。」（『楽律考』の引用にあたっては、国立公文書館内閣文庫蔵「特〇三」）『名家叢書』第五七冊「荻生考」収載「楽律考」に拠り、異体字等を正字に、読点を適宜句点に改め、並列点を補った。以下同）と見えることから、不明の二篇のうちの一つは「尺制篇」であった可能性が高いと考えている。また、徂徠撰、三浦竹溪編『経子史要覧』（文化元年刊）に、「楽律ノクハシキコトハ、予別ニ樂制・樂律ノ二書ヲ著編シ、又樂語瑣言ニ論ジタレバ、今ハ略ス。」（長澤規矩也編『江戸時代支那学入門書解題集成 第一集』（一九七五年、汲古書院）二六六頁に拠り、適宜読点を句点に改め、並列点を補い、仮名は合字を通行の字体に改め、濁点を補った）とあり、「楽制篇」「楽律考」と共に、「樂語瑣言」という著作（逸書）を挙げているのも気になるところである。

(6) 『礼記正義』十三経注疏、二〇〇〇年、北京大学出版社、一六六～一六七頁。

(7) 中国の南朝梁、陳において演奏、伝承されていた琴曲「幽蘭」（別名「猗蘭」「倚蘭」）を記譜した『碣石調幽蘭第五』（唐代写本。日本に伝存し、現在東京国立博物館所蔵〔TB1393〕）に対する解説、復元研究。徂徠はこの研究を通して、『琴学大意抄』『幽蘭譜抄』等を著した。詳しくは、拙著『国宝「碣石調幽蘭第五」の研究』（二〇一二年、北海道大学出版会）の第一章第二節（二）「荻生徂徠と『幽蘭』」及び第二章「荻生徂徠による『幽蘭』研究の実態」。

(8) 『徂徠集』巻二「与富春山人」田中桐江に宛てた第八書（平石直昭編『徂徠集 付・徂徠集拾遺』近世儒家文集集成第三巻、一九八五年、ペリカン社、二二二頁）。本書簡の執筆年は、平石直昭『荻生徂徠年譜考』（一九八四年、平凡社）一五四頁に拠る。なお『徂徠集』からの引用は、異体字等を正字に、句点を適宜読点に改めた。以下同。

(9) この（一）内に載せる現代語訳は、尾道正英責任編集『荻生徂徠』（中公バックス日本の名著16、一九九五年、中央公論社）二六五頁の前野直彬氏の訳に拠った上で、「琴曲の古法」を「琴の古法」に、「古代の音楽」を「古の音楽」「大楽」に、「琴曲の学」を「その学」に改めたものである。注(3)に同じ。

(10) 関西大学図書館長澤文庫蔵〔Z33\*100\*857〕写一冊。長澤規矩也編『江戸時代支那学入門書解題集成 第一集』に影印収録。ほか『瀟水叢書』にも「雑著（瀟水雑著）」として収載。本書は、瀟水六十四歳あるいは六十七歳頃の著という（佐野正巳『松江藩学芸史の研究 漢学篇』（一九八一年、明治書院）一〇六頁、澤井啓一『瀟水叢書』解題・解説（『瀟水叢書』近世儒家文集集成第一四巻、一九九五年、ペリカン社）二八頁）。

(11) 『江戸時代支那学入門書解題集成 第一集』四八八～四八九頁に拠り、漢字は正字に統一し、句読点と並列点を加え、仮名の濁点を補った。

(12) 『江戸時代支那学入門書解題集成 第一集』四八八～四八九頁に拠り、漢字は正字に統一し、句読点と並列点を加え、仮名の濁点を補った。

(13) ただし「琴学大意抄」と「幽蘭譜抄」については、後述のとおり、確かに五十歳以降の書と認められる。『琴学大意抄』（荻生家所蔵、徂徠自筆稿本）は、自跋に享保七年とある。『幽蘭譜抄』の執筆時期は、筆者の推定では、享保元年以降から『琴学大意抄』浄書までの、徂徠五十一～五十七歳頃とみられる（拙著『国宝「碣石調幽蘭第五」の研究』三六～四〇、一〇三～一〇四頁、拙稿「荻生徂徠の楽律研究―主に『楽律考』『楽制篇』『琴学大意抄』をめぐる―」（『東洋音楽研究』第八〇号、二〇一五年）九～一〇頁）。

- (14) 佐野正巳『松江藩学芸史の研究 漢学篇』五四頁に拠る。
- (15) 六一頁。
- (16) 書簡の執筆年は、『荻生徂徠年譜考』七七〜七八頁に拠る。
- (17) 中国古来の楽器に対する「八音」の分類では、「匏」は笙・竽など、「竹」は簫・笛の類・箏などを指す。徂徠の実践した楽器から判断すると「徂徠集」巻二「与滕東壁」第三二書、巻三「復爽鳩子方」第二書など参照)、日本の雅楽の笙が想起され、笙を「匏竹」と表現しているようにも見受けられるが、あるいは笛や箏のことも含めているのかもしれない。
- (18) 「聲氣之元」という語は、まず『後漢書』「律曆志上」に、「建日冬至之聲、以黃鍾爲宮、太族爲商、……」。此聲氣之元、五音之正也。」(一九六五年、中華書局、三〇〇〇頁)と見え、また、『魏書』巻一〇九「樂志五」に載せる陳仲儒の上奏文には、「黃鍾爲聲氣之元、其管最長、故以黃鍾爲宮、……」(一九七四年、中華書局、二八三四頁)と見える。蔡元定「律呂新書」は、「律呂証弁」和声第五」に、『通典』に引く右『魏書』の記事を載せ、「律呂本原」八十四声図第八」には、「……故黃鍾獨爲聲氣之元。」(『性理大全』(孔子文化大全、一九八九年、山東友誼書社)所取「律呂新書」一四九五、一五四九頁)と記す。兄玉憲明「律呂新書」研究「声氣之元」と「數」(『新潟大学人文科学研究』第九五輯、一九九八年)によると、同書では、十二律のうち黄鐘ただ一律だけが「声氣之元」であることを、繰り返し述べているということから、徂徠がここで、「黄鐘」を冠して、つまり黄鐘一律に限定して「黄鐘聲氣之元」と述べるのは、「律呂新書」にも拠るのであろうか。
- (19) 『礼記』「楽記」に「大樂必易、大禮必簡。」とある。注(6)に同じ。
- (20) 『徂徠集』巻二七「与泉雲洞」第二書(徂徠集付・徂徠集拾遺)二八七頁)。
- (21) 書簡の執筆年は、『荻生徂徠年譜考』七九頁に拠る。
- (22) 『論語』「述而篇」に「子在齊聞韶、三月不知肉味。」(『論語注疏』十三經注疏、二〇〇〇年、北京大学出版社、九八頁)とあり、徂徠の『論語微』には、「子齊に在して韶を聞くこと三月」句。「韶を聞く」とは韶を學ぶなり。……「肉の味ひを知らざる」は、……聖人樂を好むの至りなり。」(荻生徂徠著、小川環樹訳注『論語微』一、東洋文庫五七五、一九九四年、平凡社、二七一頁)とある。「韶」は帝舜の音楽。注(28)参照。
- (23) 「瑟師湊氏」とは、徂徠の鷹見爽鳩に宛てた書簡に「今日師湊不至、絃歌謚如。」(『徂徠集』巻二「復爽鳩子方」第四書、『徂徠集付・徂徠集拾遺』二二六頁)とあり、本多猗蘭(忠統)の徂徠に宛てた書簡に、「奉供昭覽體源鈔。湊生所携也。」(『猗蘭合集』初稿巻七「寄徂徠先生」第六書、佐野正巳解題『詩集日本漢詩』第一四卷(一九八九年、汲古書院)一八六頁に拠り、句点を加えた)と見えることから、日本の楽家の人物を指すと推測される。とすると、この「瑟」とは文学的レトリックにて雅楽の「箏」を表したもので、また「湊」とは安倍氏のことかとも思われるが不明。ただし、「瑟」がレトリックでなければ、当時日本に伝入した明楽の瑟を奏する人物を指すのであろうが、徂徠が明楽を嗜んだ話は、管見では未見である。
- (24) 『説文解字』や『風俗通』に、簫の楽器の形容として「參差」鳳之翼」の語が見えるが、陳暘『楽書』巻一「二二」楽図論 雅部 八音 匏之屬」(『樂筌』の項に「蓋笙爲樂器、其形鳳翼」とあり、「大筓」の項に「昔女媧氏使隨裁匏竹以爲筓、其形參差、以象鳥翼。」(内閣文庫藏「経」)元刊本に拠り、句読点を補った)とあり、笙・竽の類を形容する例も見える。
- (25) 『荀子』「解蔽篇」に、「詩曰、鳳皇秋秋、其翼若干、其聲若簫。有鳳有凰、樂帝之心。」(『荀子集解』新編諸子集成、一九八八年、中華書局、三八九頁)とあり、陳暘『楽書』巻一〇八「楽図論 雅部 八音」の「匏」の項に「其音嗽」と見える。
- (26) 『礼記』「明堂位」に「女媧之笙簧。」(『礼記正義』一一〇六頁)と見え、『隋書』巻一五「音楽志下」に、「匏之屬二、一曰笙、二曰竽、竝女媧之所

作也。」(一九七三年、中華書局、三七五頁)とある。

(27) 『呂氏春秋』「仲夏紀」「古樂」に、「昔黃帝令伶倫作爲律。伶倫自大夏之西、乃之阮隃之陰、取竹於嶰谿之谷、以生空竅厚鈞者、斷兩節間、其長三寸九分而吹之、以爲黃鐘之宮、吹曰「舍少」。次制十二筒、以之阮隃之下、聽鳳皇之鳴、以別十二律。其雄鳴爲六、雌鳴亦六、以比黃鐘之宮、適合。黃鐘之宮、皆可以生之、故曰黃鐘之宮、律呂之本。黃帝又命伶倫與榮將鑄十二鐘、以和五音、以施英韶、以仲春之月、乙卯之日、日在奎、始奏之、命之曰咸池。」(『呂氏春秋新校釈』中華要籍集積叢書、二〇〇二年、上海古籍出版社、二八八頁)と見える。

(28) 「箏」は舜の樂である「韶」(『籥韶』「箏韶」「韶箏」)とも、のこと。「武」は周の武王の樂。「論語」「八佾篇」に、「子謂韶、「盡美矣、又盡善也。」謂武、「盡美矣、未盡善也。」(『論語注疏』四九頁)とあり、徂徠の『論語徵』には、「韶は「善を盡し」、武は「未だ善を盡さず」とは、孔安國より以來、受禪・征伐を以てその優劣を分つ。而して美と善と善に明解なし。……夫れ善・美は皆な樂を謂ふ。何ぞ舜・武の行事に關せん哉。けだし美は誠に聲音の美なり。然れども亦た徳の美なり。……ゆゑに美とはその大いなる者を以て之を言ふなり。……善あに聲音を外にせん乎。一事一節の細なるも、曲さに當らざること莫し。……ゆゑに善とはその小なる者を以て之を言ふなり。……善あに聲音を外にせん乎。亦た必ず后夔の倫の之が輔を爲せること有らん。古今人才の盛んなるは、唯だ虞と周のみ。ゆゑに四代の樂、韶と武、獨り美を盡せしなる耳。武の未だ善を盡さざるに至つては、則ち有司の傳へを失せしなり。然らずんば、周の工の後夔に及ばざるなり。……」(『論語徵』一四三〜一四四頁)とある。

(29) 『漢書』「禮樂志二」に、「舜作韶」「文始舞者、曰本舜招舞也、高祖六年更名曰文始、以示不相襲也。」とあり、この「招」に対する顏師古の注に「招讀曰韶。」(一九六二年、中華書局、一〇三八〜一〇三九、一〇四四頁)とある。

(30) 漢代の王昭君の故事にまつわる古曲を指すのであろう。琴歌「昭君怨」(『樂府詩集』卷五九「琴曲歌辭三」に歌辭が収録)や、相和歌「王明君」「王昭君」「明君」(『樂府詩集』卷二九「相和歌辭四」「王明君」等に見える)などが想起されるが、具体的に何を指すかは不詳。

(31) 有名な樂府「陌上桑」(『樂府詩集』卷二八「相和歌辭三」等に収録)を指すのであろう。

(32) 周の宮廷の房中樂から、漢・魏の相和歌、のち清商樂(清樂)で用いられた平調・清調・瑟調の三調のことであろう。『旧唐書』卷二九「音樂志二」に、「平調・清調・瑟調、皆周房中曲之遺聲也。漢世謂之三調。」(一九七五年、中華書局、一〇六三頁)とあり、『樂府詩集』卷二六「相和歌辭一」に引く『唐書』「樂志」には、さらに「又有楚調・側調。楚調者、漢房中樂也。高帝樂楚聲、故房中樂皆楚聲也。側調者、生於楚調、與前三調總謂之相和調。」(一九七九年、中華書局、三七六頁)とある。

(33) 扶南(メコン川下流域に建てられた国)・天竺(インド)・高句麗の音樂は、中国の宮廷音樂に取り入れられた。『隋書』卷一五「音樂志下」に、「始開皇初定令、置七部樂、一曰國伎、二曰清商伎、三曰高麗伎、四曰天竺伎、五曰安國伎、六曰龜茲伎、七曰文康伎。又雜有疎勒・扶南・康國・百濟・突厥・新羅・倭國等伎。」(三七六〜三七七頁)とあり、『通典』卷一四六「樂六」「四方樂」に、「高麗樂」「扶南樂」「天竺樂」が見える(一九八八年、中華書局、三七二〜三七三頁)。

(34) 中国北方・西方の異民族が用いた箏。

(35) 『史記』卷四三「趙世家」に、「趙簡子疾、五日不知人、大夫皆懼。醫扁鵲視之、出、董安于問。扁鵲曰、「血脈治也、而何怪。在昔秦繆公嘗如此、七日而寤。寤之日、告公孫支與子輿曰、「我之帝所甚樂。吾所以久者、適有學也。……」……今主君之疾與之同、不出三日疾必間、間必有言也。」居二日半、簡子寤。語大夫曰、「我之帝所甚樂、與百神游於鈞天、廣樂九奏萬舞、不類三代之樂、其聲動人心。……」(一九五九年、中華書局、一七八六〜一七八七頁)とある。

(36) 注(35)参照。

(37) 注(19)に同じ。

(38) 注(18)参照。

(39) 「藁箏」は火を吹き起こす道具、ふいごのこと。ただし、『礼記』「明堂位」に、「……葦箏、伊耆氏之樂也。」(『礼記正義』一一〇三頁)と見え、例えば、『隋書』卷一三「音楽志上」に、「伊耆有葦箏之音、伏羲有網罟之詠、葛天八闋」(二八六頁)と、同書卷一六「律曆志上」に「昔者淳古葦箏、創觀人籟之源、女媧笙簧、仍昭鳳律之首。」(三八五頁)とあるのを参照するなどして、この書簡の前後の文脈を考慮すると、原始の笛である箏のことを言っているようにも捉えられる。

(40) 『礼記』「楽記」に、「八風從律而不姦」(『礼記正義』二一九三頁)と見える。また『呂氏春秋』「仲夏紀」「古樂」に「正風乃行」と、同書「季夏紀」「音律」に「日至則月鐘其風、以生十二律。」(『呂氏春秋新校釈』二八八、三二八頁)とあるのに対し、徂徠の『説呂氏春秋』は、「正風」は八正の風なり。故に「八風の音」と曰ふ。……月と風と相遭うて聲を生ずるなり。(今中寛司・奈良本辰也編『荻生徂徠全集』第三卷、一九七五年、河出書房新社、二五〇、二五二頁)と述べる。

(41) 隋の高祖(文帝)が開皇年間に行つた宮廷雅樂論議において、十二律旋宮(注(4)参照)採用の是非について議論された際、反対派の何妥が行つた黄鐘調一調による演奏に対する高祖の言葉に、「洋洋和雅」という語が見える。すなわち、『通典』卷一四三「樂三」「歴代製造」に、「安忍樂成、善惡易見、乃請張樂試之。遂先説曰、「黃鍾者、以象人君之徳。」及奏黃鍾之調、帝曰、「洋洋和雅、甚與我會。」(三六五三頁)とある。なお、『隋書』卷一四「音楽志中」に同様の記事が見えるが、本書では「滔滔和雅」に作る(三四八頁)。また、同書卷一六「律曆志上」「和声」に載せる、同じく開皇年間の宮廷雅樂論議における音律議定に際しての高祖の言葉に、同じ語が見える。すなわち「既天下統、異代器物、皆集樂府、曉音律者、頗議考數、以定鍾律。更造樂器、以被皇夏十四曲、高祖與朝賢聽之、曰、「此聲滔滔和雅、令人舒緩。」(三九一〜三九二頁)。以上のことを踏まえると、徂徠がこの書簡に記す「洋洋和雅之度」の「度」は、十二律の度数や調の制度といった樂律の規準について言っているのではないかと思われる。

(42) 「十二律旋相爲宮」(十二律旋りて宮を相爲す)のことで、略して「旋宮」という。中国古来の相對音高を表す五音ないし七音と、絶對音高を示す十二律の組み合わせにより、五音階では計六十種、七音階では計八十四種の調ができる。旋宮は、『礼記』「礼運」に、「五行之動、迭相竭也。五行四時十二月、還相爲本也。五聲六律十二管、還相爲宮也。」(『礼記正義』八〇四頁)と見えるが、具体的に六十調あるいは八十四調を爲す旋宮法は、『隋書』卷一四「音楽志中」、卷七八「万宝常伝」、『旧唐書』卷二八「音楽志一」、卷七九「祖孝孫伝」などに見える。それらによると、隋代では宮廷雅樂に旋宮を用いるよう提議されたが、採用されず、実際に用いられるようになったのは、唐代からとみられる。

(43) 『徂徠集』卷一六「与江若水」第三書(『徂徠集付・徂徠集拾遺』二七四〜二七五頁)。

(44) 書簡の執筆年は、『荻生徂徠年譜考』九三頁に拠る。

(45) 日野龍夫『服部南郭伝攷』(一九九九年、ぺりかん社)四五六頁参照。

(46) 『徂徠集』卷一六「与江若水」第九書(『徂徠集付・徂徠集拾遺』二七九頁)。

(47) 書簡【2】によると、十巻というのはおおよその巻数であったともみられるが、本稿では便宜上、当該樂書については、一貫して「樂書十巻」と称しておく。

(48) 『樂制篇』に、「唐高祖命祖孝孫定樂八十四調、而演清樂爲燕樂二十八調。此唐旋宮後、五調亡也。……唐・宋之後、古樂失傳。故雖朱子・蔡西山

之博古、猶未免以八十四調謂爲古制、以戾於聖人易簡之旨。」(『樂制篇』は、蒔田雁門注『大業發揮摘註』卷下「樂制篇」(天保九年刊、無窮会専門図書館織田文庫蔵「オ128」)に拠り、異体字等を正字に、読点を適宜句点に改め、並列点を補った。以下同)とある。注(4)と拙稿「荻生徂徠の楽律研究―主に『樂律考』』をめぐって―」八〇九頁参照。

(49) 拙稿「荻生徂徠の楽律研究―主に『樂律考』』をめぐって―」五〇八頁、拙訳「荻生徂徠著『樂律考』訳注稿(一)」「一三二―一四〇頁及び「同(二)」「二〇〇―三三三頁」(『國學院大學北海道短期大学部紀要』第三〇、三二卷、二〇一三、二〇一四年)参照。『樂律考』に、「今謹

按 本邦之樂、原周・漢遺音、律亦周・漢之律、而第八黃鐘調聲、乃周・漢黃鐘也。」と見える。

(50) 拙稿「荻生徂徠の楽律研究―主に『樂律考』』をめぐって―」八頁参照。『樂制篇』に、「本邦樂制、即周・漢遺制、六朝時所傳者也。」と見える。

(51) 拙訳「荻生徂徠著『樂律考』訳注稿(三)」(『國學院大學北海道短期大学部紀要』第三二卷、二〇一五年)参照。

(52) 拙訳「荻生徂徠著『樂律考』訳注稿(四)」(『國學院大學北海道短期大学部紀要』第三三卷、二〇一六年)参照。

(53) 『樂律考』に、「其未施行者、宋李照・范鎮、以林鐘爲黃鐘。……明鄭世子、同崇寧制。此皆在古樂散亡之時、莫有所稽考、妄以己意、飾以累黍者也。」と見える。

## 謝辞

本稿の執筆にあたり、資料をご貸与くださいました松村宏先生(慶應義塾大学名誉教授、資料に関する情報をご教示くださいました小島康敬先生(国際基督教大学教授)、また、資料の閲覧や利用を許可してくださいました荻生美智子氏、関西大学図書館、国立公文書館内閣文庫、静嘉堂文庫、東京女子大学図書館、無窮会専門図書館に御礼申し上げます。